

〈リスク〉としての少子社会

吉田直哉

大阪公立大学

Decline in birthrate in Japan as social risk

Yoshida Naoya

Osaka Metropolitan University

抄録：本稿は、戦後の日本において生起している「少子化」現象を、マクロな社会変動のなかに位置づけ直すため、近代家族において〈子ども〉のもつ意味の変容の諸相を、人口学・社会史学の研究成果を参照しつつ、明らかにするものである。その際、ウルリッヒ・ベックの「リスク社会」、アンソニー・ギデンズの「関係性の純粹化」という二つの社会学的概念を援用し、家族における親子関係の情緒化・再帰化という傾向の発生を指摘することで、「少子社会」の特質を抽出しようとする。

キーワード：子ども観の変容、ベック、リスク社会、ギデンズ、純粹な関係性

はじめに

本稿はまず、現代日本における社会問題としての「少子化」の歴史的経緯を概観した上で、その文明現象としての側面を、人口学的・社会史的視座から検討する。その上で、「少子社会」についての分析視角として、ウルリッヒ・ベックの「リスク社会」、アンソニー・ギデンズの「関係性の純粹化」という二つの概念を援用し、家族関係の変化に伴う「子ども」の意味づけの変容を描き出すことで、「少子社会」の特質を抽出しようとするものである。なお、本稿の原型は、大阪府立大学における市民講座「現代システム科学域連続セミナー2021」の第6回において、「最新の社会理論で読み解く「少子化」という新文明」というタイトルで行われた、筆者による講演の記録である（2021年10月16日。時節柄、オンラインでの講演となったが、聴講頂いた諸氏には心より感謝申し上げたい）。

がんらい筆者は保育学を専攻する者であり、人口学にも家族社会学にも共に素人である。その素人が

なぜ「少子化」を論じるという蛮勇を敢えてしようとするのかといえば、「保育」を社会システムの中において捉えるとき、「保育」を取り巻く大状況としての「少子化」に対して何らかの視野を有していることが必要だと考えるからである。保育学は（ひいていえば教育学も）、時代状況の変化に即応することを要請されつづけてきた。それゆえにというべきか、保育を取り巻く社会情勢は、とりわけ「変化」するもの、さらに言えば「激変」するものと認識されてきた。そこでいわれる「変化」「激変」とは、むしろ望ましくない状態への転落と見なされる傾向があることは否定しがたい。しかしながら、「変化」「激変」といわれている状況の推移を、保育学研究者（多くは保育者養成校教員と重なる）が、どのように認識しているのか、と問われれば、その認識の水準はきわめて低劣なものに留まっているというのが私見である。個人的な回顧による郷愁に基づいて、安直に「想像された過去」を理念化し、現代の社会情勢を頹落として否定的にのみ捉えるような認識が、

保育学言説の前提に置かれている現状は、容易に看過することはできない。保育学における社会学的視座の欠落は、保育士養成課程カリキュラムにも、心理学的偏重という形で影を落としている。

本稿は、「少子化」を切り口にしながら、マクロな社会状況を捉える〈保育学的視座〉を構築する試みの一つであるといつてよい。そのことは、〈市民教養としての保育学〉の序章のデッサンを描く作業でもあるはずである。

1. 戦後日本における2度の「少子化」

「少子化」というワードは現在、広く人口に膾炙している。2011年からの10年間で、「少子化」をタイトルに含む書籍が少なくとも115冊刊行されるなど、社会的な注目度はきわめて高いといえる。試みに、朝日新聞（縮刷版）データベースで「少子化」をキーワードとして検索すると、記事の初出は意外に古く、1970（昭和45）年8月10日の「“老人国”へまっしぐら 「少産少死」急テンポ 21世紀には世界一に」というものであった。第二次ベビーブームすら迎える前の半世紀以上前には、既に「少子化」がマクロな社会問題であるという認識が存在していたのである。しかしながら、同データベースによれば、その後20年間、「少子化」をテーマとした記事は僅かに2本に留まっている。

「少子化」をテーマとする記事数が急増するのは1993（平成5）年頃からである。少子化が社会問題として認識されるエポックとなったのは、1989（平成元）年のいわゆる「1.57ショック」である。合計特殊出生率（後述）が、明治の国勢調査開始以降、最低値を更新したという出来事であった。それを受けて、政府が省庁の壁を超えて脱少子化政策を打ち出す画期となったのが1994（平成6）年の「エンゼルプラン」であった。エンゼルプランとは、当時の文部・厚生・労働・建設の4大臣合意によって策定された子育て支援10カ年計画の通称である。少子化が与える子どもへの影響や社会経済など様々な分野への影響を考慮したうえで、子育て支援が行政や企業・地域を含めた社会全体の課題であると位置づけた、初の総合的な少子化対策・子育て支援策であるとされている。その提言は、（1）子育てと仕事の両立支援の推進、（2）家庭における子育て支援、（3）

子育てのための住宅及び生活環境の整備、（4）ゆとりある教育の実現と健全育成の推進という四つの基軸においてまとめられる包括的なものであった。エンゼルプランを引き継ぐ脱少子化政策は、その後も連綿と継承されていくのだが（新エンゼルプラン（2000年）、子ども・子育て応援プラン（2005年）、子ども・子育てビジョン（2010年）などおおよそ5年ごとに更新されてきた）、少子化に歯止めがかからぬまま「平成時代」に幕が引かれたことは周知のとおりである。

対して、あまり知られていないことであるが、戦後日本においては2度の「少子化」があった。1回目の「少子化」は1950年代から60年代前半にかけて生じた。高度成長期の前半と重なる時期の、この「第一次少子化」のわずか10年で、合計特殊出生率はおおよそ4から2へと急落した。このことは、きょうだいの数の平均が、4～5人であったのが一気に2人になったということである。この大きな家族規模の変化を、「二人っ子革命」と呼ぶこともある。

この「第一次少子化」は、政府・民間の協同による「人口抑制」運動の成果であった。つまり、出生数を縮小させようという意図的な人口政策が原因だったのである。敗戦直後から、人口増加の抑制を意図する法整備が進められていた。1948（昭和23）年の優生保護法においては人工妊娠中絶が合法化され、翌1949（昭和24）年の同法改正においては、「経済的理由」による妊娠中絶が合法化されていた。1955（昭和30）年の人工妊娠中絶件数は117万件を超えていた。この時期における人工妊娠中絶の多さは、既婚女性が、「3人目以降の出産を諦める」という選択によるものであった。夫婦からすれば、「少なく産んで大切に育てる」という発想、人口学的なマルサス主義を動機とする「少子化」であったのである。

それに対して、2回目の「少子化」は、非政策的な要因によって引き起こされている。この「第二次少子化」は、1971（昭和46）年から74（昭和49）年にかけての第二次ベビーブーム（いわゆる「団塊ジュニア」の出生）以降、今日に至るまで半世紀にわたって合計特殊出生率が一貫して低下している状況を指す。合計特殊出生率とは、「一人の女性が、一生に産む子供の平均数」を意味する人口統計学の用

語である。人口維持には、約2.07の合計特殊出生率が必要といわれる（人口置換水準）。第二次ベビーブームの直後、1970年代半ばには合計特殊出生率は2を割り、緩やかに低落していった。前述した1989（平成元）年には、合計特殊出生率が、丙午^{ひのえうま}であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を割ったことが「1.57ショック」として報じられ、社会問題化した（丙午における出生の減少というのは、「丙午生まれの女は気性が荒く、夫の命を縮める」などという迷信に基づく人為的な産み控えによるものであった）。

2009（平成21）年、2012（平成24）年の政権交代を経ながらも、歴代政権が維持してきた少子化政策も大勢を変えることはできず、2019（平成31・令和元）年の合計特殊出生率は1.36に留まっている。

2000年代半ば以降、合計特殊出生率は微増するも、出生数は低下し続けている。そもそも、出産可能な年齢にある女性の母数自体が減少しているため（2021年に満40歳を迎える1981（昭和56）年生まれの女性たちは、そもそも第二次ベビーブーム以降の少子化が始まった時代に生まれたことになる）、合計特殊出生率のわずかな上昇では、出生数を増加させるには至らないのである。2020（令和2）年の出生数は84万832人となり、減少の幅が拡大している（2020年以降の複数年にわたるパンデミックは、出生数のさらなる減少に拍車をかけることになるだろう）。

少子化を抑制すること、出生数の増加を図ることは、政治的なウイングの左右に関わらず共有されている「政策課題」である。右派からすれば、少子化は「国力」を支える労働力としての国民の絶対数の減少を意味するものであり、少子化は「国力の衰退」そのものを意味する。左派からすれば、少子化は、従来女性（母親）に過剰な献身を強いてきた育児負担におけるジェンダー不平等の帰結であり、少子化の進行は、日本社会における男女共同参画、ワークライフバランスの不徹底の現れだとされる。左右の両翼に共有されるのは、少子化は、近未来における社会保障制度（とりわけ社会保険料）の担い手の減少を意味するという問題意識であり、少子化は福祉国家あるいは社会国家そのものの危機をもたらすという焦燥感である。

2. 文明現象としての少子化？

ただ、国際的に見れば、「少子化」は経済成長を遂げ、社会保障が充実する福祉国家化が進展する中で、普遍的に起こる現象ともいえる。「豊かさ」を達成した近代（福祉）国家は、みな少子化を経験している。というのも、福祉国家による社会保障制度が、自分の子どもに老後や病後の生活不安を軽減してもらうことを期待するというようなマインドを弱めるからである。将来のリスクヘッジを、自分の子どもにではなく、制度化された社会保障に委ねることができるという信頼が広く行き渡れば、「親」からすれば、自らの将来の生存のために、絶対に子どもを持たなければならない、その数は多ければ多いほどよいという発想に立つ必然性がなくなるのである。福祉国家の形成、社会国家の安定化は、「親」にとっての子どもの意味の変容をもたらす。福祉国家・社会国家が未成熟な段階であれば、親にとっての子どもは、「稼ぎ手」であり、「生活の支え手」であった。つまり、子どもは「生産財」と捉えられる。ところが、福祉国家・社会国家が安定化すると、将来にわたる生活のセイフティネットとしての子どもの位置づけは弱まっていく。同時に、子どもは、親に満足や喜び、楽しみを与えてくれる存在として意識されるようになる。親は、子育てに資金と手間をかけ、子どもの成長の喜びを享受しようとする。ここにおける子どもは、親にとっては「消費財」としての位置づけが前面に出ているといえるだろう。

世界銀行は、各国の合計特殊出生率のランキングを発表している。そのデータによれば、上位を占めるのは発展途上国、特にアフリカ諸国である。2019年の統計によれば、1位はニジェール（6.82）、2位はソマリア（5.98）、3位はコンゴ民主共和国（5.82）であり、以下マリ、チャド、アンゴラ、ブルンジ、ナイジェリア、ガンビア、ブルキナファソと続くが、上位10か国では、合計特殊出生率が5を大きく超える（日本は、202国中186位（1.36）。最下位は韓国（0.92）である）。上位諸国の共通点として、国内情勢の不安定さがある。内戦、政情不安（軍部によるクーデターの恐れ）など政治的な不安定さ、脆弱な医療体制による感染症の蔓延や犯罪組織の暗躍による薬物の蔓延など、脆弱な産業基盤のもたらす構造的な貧困と結びついた治安の悪化に苦しめられてい

る。これらの諸国では、「国家」、「政府」は、国民に、将来の生活の安定に対する信頼を提供できていない。国民からすれば、「安全保障」が国家によって保障されない以上、支援を期待できるのは何より「家族」だということになる。「家族」を増やすことは、将来にわたる安全を拡大することにほかならないと捉えられるだろう。これらの諸国民において、合計特殊出生率の高さというのは、決して喜ばしい数字ではないはずである。

3. 〈子ども〉の意味変容

1960年、フランスの社会史家フィリップ・アリエスが、『〈子供〉の誕生』（フランス語の原題は『アンシャン・レジーム期の子どもと家族生活』）という大著を刊行した（邦訳の出版は1980年）。本書でアリエスは、近世（前期近代）において、「子ども」の発見があったとした。アリエスのいう「子ども」というのは、当然概念区分としてのものである。つまり、乳児期と若者の間に「子ども」期を見いだす視線が、近世において生じたというのである。言い換えれば、12世紀以前の中世ヨーロッパにおいては、「子ども」を大人とは本質的に異質な存在として見るまなざしが存在していなかったということである。子どもに対する心的な姿勢、あるいは感性の発生を、当時の日記や記録、絵画、碑銘など、多彩な資料を縦横に用いて、アリエスは描き出そうとする。このような民衆が生活上有していた心的な姿勢に着眼するアリエスの歴史学的方法は、「心性史」とも呼ばれている。

アリエスによれば、「子ども」期の発見は、13世紀から18世紀、多領域で漸進的になされる。その表徴とされるのが、13世紀頃から、幼子イエスが宗教画として描かれ始めることである。主に聖母子像の中のイエスは、13世紀より以前は大人をそのまま小さくしたようなプロポーションで描かれていたものの、徐々にふっくらと、むっちりとしたフォルムで、大人とは違った姿に描かれるようになる。このような、イエスを、大人とは相違する「子ども」として描く画家の姿勢が現れてきたこと背景には、子どもを「愛すべき、庇護されるべき存在」として見る「心性」が生じたことがあるとアリエスは考えた。

「近代になって初めて、子どもに対するかわいが

り、愛情の心性が生じた」というのがいわゆるアリエス・テーゼである。つまり、子どもを、大人とは異なった独自の存在として見る視線は、歴史的に形成されてきたものであり、普遍的なものではないというのである。子どもに対するかわいがりの態度というのは、子どもに対する保護の必要性、子どもの内面に生じてくる欲望を沈静化させる必要性と結びつく。

子どもは、固有の存在、「かけがえのない存在」と見られるようになる。このような心性は、とりわけ「母親」によって抱かれ始めたという。子どもが母親によって、家族の中で保護され、かわいがられるということは、子どもが地域共同体という社会的空間から隔離されることと裏腹である。子どもは、家族以外の大人との接触・交流の機会を喪失する。地域共同体から家族が析出され、閉鎖的な私的空間となる（近代家族の誕生）。家族に子どもが囲い込まれることは、親のみが教育の責任主体となることを意味した（教育家族の成立）。教育家族としての近代家族においては、夫婦関係よりも、親子関係が優先される。親子を軸とした家族関係は、情緒的な絆によって結合されることが理想とされる。何より、家族は「愛情」の場として観念されるようになる。最初は上流階級で生まれたこの感情は、次第に中産階級・労働者階級へも浸透してゆく。

日本においては、明治以降の近代化と歩調を揃えるように、イエ制度が制度化された。明治民法（1898（明治31）年）に基づくイエにおいては、嫡出子・長子・男子が「戸主」として位置づけられる。戸主としての子どもは、家業あるいは家名の「跡継ぎ」であった。戦後、民法改正により公的制度としてのイエは廃止され、さらに高度成長期（1955～73年）をエポックとして、「跡継ぎ」としての子どもの意味づけは揺らいでいった。基幹産業が、農林水産業としての第一次産業から、製造業である第二次産業、サービス業である第三次産業へと遷移していく産業構造の長期的かつ不可逆的な転換や、農村部から都市部への若者の大量移動に伴う都市部における小規模家族の増加は、子どもを「跡継ぎ」として見るまなざしを弱めていく。そこでは、子どもは独立した「個人」として見られるのであり、高度な教育を受けることによって、給与労働者として熟達して

いくことが期待されるようになる。家庭における子育ては、子どもの人格や個性を重視する個別的な価値によって行われるようになり、社会的・経済的な価値よりも、子ども自身の希望や適性が重視されるようになる。このような子どもにまつわる価値観の転換は、子どもが、家族や、その延長としての国家（家族国家）から、「個人」として析出され、自立していくプロセスだったとみることができる。

4. リスク社会論における個人と婚姻

「少子化」の背景にある社会的文脈を考察するにあたって、ある社会学理論、あるいは社会思想を導入してみよう。それは、リスク社会論と呼ばれるものである。リスク社会とは、「人々の生活に豊かさをもたらす産業技術の発展が、同時に、多様な「リスク」（人為的な行為によって生み出される危険）を生み出す社会」と定義される。ここでは、リスク社会論の先駆者であるドイツの社会学者ウルリッヒ・ベックの考察を紹介したい。

ベックによれば、リスクには、次のような特筆すべき性質がある。第一に、リスクは時・場所・階層に無関係だということである。ベックの言い回しを借用すれば、「光化学スモッグは民主的である」。第二に、リスクは直接的には知覚できない。第三に、リスクを認識すること自体は、個人の行動規範や準則を即座にもたらすわけではない。「リスクは、何をすべきかは教えるが、何をしたらよいかは教えてくれない」（ベックほか 1997：24）。

均等性、知覚不能性、行動準則との無関連性を特色とするリスクは、近代化により共同体が解体することで、個人に直接分配されるという（リスクの個人化）。ここでいう「個人化」とは、「確信できるものを欠いた状態のなかで、自己と他者にたいする新たな確実性を見だし、創造することを人びとが強いらられるだけでなく、工業社会の確実性の崩壊も意味している」（ベックほか 1997：32）。個人化するか、しないかは、個人の決定によるのではない。個人の意思に関わりなく、いわば否応なしに個人化されるのである。「個人化は、一人ひとりの自由な意思決定にもとづいてはいない」（ベックほか 1997：32）。

個人化を帰結させる近代化によってもたらされる

「社会発達の再帰性と統制不可能性は、地域や階級、民族、政治、科学などの管轄範囲や境界を壊しながら、個々のサブ領域を侵食していく」（ベックほか 1997：26）。例えば、スリーマイル島やチェルノブイリ、福島で発生した原発事故、あるいは気候変動は、階級、民族、政治的立場などの差異と無関係にリスクを生じさせるのであり、そのリスクへと対処し、コントロールするためには、政治的、経済的、科学的といった、あらゆるリソースが混然となったまま利用されることになる。そして、そのことは、リスクの低減を帰結させるのではなく、むしろ逆の結果を生む。「リスクを統制しようとする意図が一般に浸透し、高まっていくと、結局のところリスクの統制が不可能になる」（ベックほか 1997：17）。つまり、人為的なリスクコントロールの試みは、むしろリスクを拡散させるというのである。個人々が、自らの判断で、いわば行き当たりばったりにリスクに対応しようとするのが、リスクを複雑化させ、意図せずにリスクの増大を引き起こしてしまうという皮肉な結果がもたらされる。

リスクの発生は、個人的な選択となった「結婚」においても見いだされる。ベックは、結婚（婚姻）が、「至上命題」ではなくなり、個人々が束縛される規範をもたらさなくなったということを指摘している。「かつては、地位にもとづく婚姻規則が、至上命令（結婚が解消不可能なことや、母親としての義務など）として支配していた」。「こうした規則は、行為の許容範囲を束縛したが、同時にまた人びとが緊密な関係をもつことを余儀なくしていった」。婚姻がもたらす厳格な規範は、個人の行動の自由を奪うと同時に、規範を共有する他者との紐帯を支えるものでもあったという。

それに対して、リスク社会における婚姻は、広く共有された規範に基づくものではなく、むしろ「このようにふるまうべきではない」という反面教師的なモデルのみが提示される中でなされる自発的な契約的行為となった。結婚をめぐる、何をすべきかというモデルは複数存在するが、このようにすべきであるという共有された単一の積極的なモデルはもはや存在しない。「今日、モデルは何も存在しないというよりも、数多くの、とりわけ否定的なモデルが存在している」（ベックほか 1997：34）。

今日の婚姻においては、全ての個人が「結婚生活の内部においても外部においても、自分自身の生活歴の主体であり立案者として、一貫して行動することを余儀なくしている」（ベックほか 1997：34）。つまり自らが自らの生活主体であり、それ以外に統制的主体は存在せず、それゆえに自らの主体的選択・決定の責任（リスク）は全て個人としての自分が負うことになる。結婚の失敗、子育ての失敗というリスクも、全て個人が背負うことになり、外部、あるいは他者への責任の転嫁は不可能となる。リスクの宛先は、常に個人である。それゆえ、リスクに対処する個人は、自分自身と向き合わざるを得ない。リスク社会は、あらゆる個人に「自己との対決」を求めてくるのである（ベックほか 1997：17）。

リスク社会化としての近代化の中で、「子ども」の意味づけはどのように変化すると捉えられるだろうか。それは、「リスク回避としての子ども」から、「子育てというリスク」へ、と命題化することができるように思われる。子どもを育てることの意味、あるいは子どもを持つことの意味は、外部から与えられるものではなく、自らが付与しなければならないものとなる。「こんなふうには子どもは育てるべきではない」という反面教師的なモデル事例には事欠かない一方、では、「どのように育てればよいのか」、「どのように育てるべきなのか」という問いへの答えは曖昧模糊としたままに残される。「この子を育てる意味は何だろうか」、「この子は私にとってどのような意味を持つ存在なのだろうか」という、子どもをめぐる「自己との対決」は、親にとって不可避のものとなる。そして、それらの自問への答えは、親自身が見つけ出すよりほかにはないものである。

5. 「純粋化」する夫婦・親子関係

英国の社会学者アンソニー・ギデンズも、ベックと同様に、近代化の進行に伴って、中間的な共同体が空洞化していき、対人関係が、純粋に個人間における繋がりとなってきたと指摘している。「かつて人びとは、親族関係を、ジェンダーと同様、自然に付与されたものと見なしていた。つまり、生物学的きずなや婚姻によるきずながもたらす一連の権利義務と見なしていた」（ギデンズ 1995：145）。やがて、親族関係や結婚は、共同体から付与された義務

ではなく、個人の自由選択となる。つまり、結婚は、個人が「したいからする」ものとなる。個人が「したくない」と感じたならば、それに反して結婚を強要する外在的な要因は存在しなくなるか、存在したとしても、それに対して抗うことが可能になる。個人による選択としての結婚は、この段階では、何かの「手段」であることを止める。結婚は、それ以外の目的を有さなくなる。結婚は、何か・誰かのためにする／させられるものではなくなる（「政略結婚」という言葉は死語となる）。日本においては、1965（昭和40）年を境として、お見合い結婚と恋愛結婚の比率が並び、それ以後、お見合い結婚の比率は一貫して低下し続け、2015（平成27）年には恋愛結婚の比率は87.7%に達し、お見合い結婚の5.5%を圧倒している（厚生労働省「出生動向基本調査」）。昭和10年代には、お見合い結婚が7割を占め、恋愛結婚が1割程度でしかなかったことを考えれば、激変といえる。いうまでもなく、お見合い結婚は、結婚する両性以外の他者が介在するという点で他律的であるのに対し、恋愛結婚は、結婚する両性の自由意志に基づく結婚の形態である。

結婚・婚姻が、何ごとかの手段や、何ごとかの目的でなくなったとすれば、結婚・婚姻は、純粋に個人と個人の選択によって行なわれる自律的な行為となる。そのことは、結婚・婚姻の心理的価値を高めるだろう。なぜなら、ある夫婦の結婚・婚姻は、当人が共に結婚・婚姻したいということだけを動機としてなされるもの、純粋な愛情のみを契機としてなされるものと見なされるからである。「したいからする」、それ以外にする理由のない結婚・婚姻は、結婚・婚姻それ自体が尊いものとなる。それゆえに、結婚・婚姻の動機は、それ自体に源を持つと見なされるようになる。結婚・婚姻そのものからもたらされる価値、あるいは意義のみが追求される。言い方を変えれば、結婚・婚姻は自己目的化する。

自己目的化した結婚・婚姻の核は、「ロマンティック・ラブ」にあるとされる。「ロマンティック・ラブ」とは、「自分がすべての面で一体化できる人間はこの世にひとりしかいない、という観念」（ショーター 1987）であり、すこぶる情緒的な理念である。同時に、「この世にひとりしかいない」相手と結ばれるべきである、とする点で、強固な倫理的

意識でもある。ロマンティック・ラブの成立は、相手に「自己投影的同一化」ができるか否かにかかっている（ギデンズ 1995：94）。「ロマンティック・ラブは、自己への問いかけをある程度想定している。自分は相手のことをどう思っているのだろうか？ 相手は自分のことをどう思っているのだろうか？ 二人の思いは、長期に及ぶ親密な関係を十分支えられるほど「心底深い」ものだろうか？」（ギデンズ 1995：71f.）。「愛」は、際限の無い自問自答を個人に求める。このような果てしない自己への問いかけこそ、ベックによって「自己との対決」と呼ばれていたものであろう。愛の基盤が常に自分の中にあることを、互いに確認し続けなければならない愛というのは、愛しているから愛する、愛したいから愛する、としか表現しようがない再帰的な関係性を帰結させる。

このような、自己目的化・再帰化した関係性を、ギデンズは「純粋な関係性」と呼ぶ。「純粋な関係性とは、社会関係を結ぶというそれだけの目的のために、つまり、互いに相手との結びつきを保つことから得られるもののために社会関係を結び、さらに相手との結びつきを続けたいと思う十分な満足感を互いの関係が生みだしていると思えず限りにおいて関係を続けていく、そうした状況を指している」（ギデンズ 1995：90）。自己目的化した「純粋な関係性」においては、関係を形成し維持する唯一の動機は、互いに感じる「満足感」のみとなる。互いに互いの「満足感」を高めていくためには、自発的かつ不断の努力が必要となるだろう。「純粋な関係性は、相手にたいする自己投入（コミットメント）を中心に展開する」のであり、「自己投入を生みだし、共有の歴史をつくり出すためには、一人ひとりが相手のために尽くしていく必要がある」（ギデンズ 1995：204）。相互的な献身こそが、「共有の歴史」としての「純粋な関係性」の履歴を書き加えていくことになるのである。

純粋な関係性においては、絆そのものが心理化・情緒化しているということは、日本においてもみられる。例えば、20代・30代の未婚男女の挙げる「結婚相手に求める条件」の上位3項目は、「一緒にいて楽しいこと」、「一緒にいて気を使わないこと」、「価値観が近いこと」であり、これら3項目は男女いず

れにおいても上位3位までを占め、経済力や容姿、年齢、親の同意といった項目を圧倒している（内閣府「家庭形成と結婚に関する意識調査」）。「楽しい」とか「気持ちが楽である」というのが、心理的・情緒的条件であることは指摘するまでもないことであろう。

純粋な関係性は、その純粋さゆえに脆弱である。「純粋な関係性の示す特徴のひとつは、いつの時点においてもいずれか一方のほぼ思うままに関係を終わらすことができる点にある」（ギデンズ 1995：204f.）。相互性、対称性（平等性）を特徴とする純粋な関係性は、そのことのゆえに、どちらか一方が関係性継続の意思を喪失した時点で（突如として）終わりを迎える。純粋な関係性は、絶え間ないコミットメントを求めてくるものであるから、「無条件で相手に自己投入していく人は誰でもみな、かりに万一関係が解消した場合に、将来きわめて大きな精神的打撃というリスクを冒すことになる」（ギデンズ 1995：205）。精神的なコミットメントを間断なく求められてくる以上、関係の破綻は、精神的な打撃をもたらすのは当然のことである。

つねに潜在的な破綻のリスクにさらされながらも、あるいはそれゆえに、「純粋な関係性では、信頼感は外部からの支えをまったく欠いているため、人びとは、親密な交わりをもとに信頼を育てていく必要がある。信頼とは、相手の人間を信用するだけでなく、相互のきずなが、将来生じうる精神的打撃に耐えうる力をもつ点を信用していくことでもある」（ギデンズ 1995：206）。純粋な関係性を支える「信頼」は、「人格化された関係状況のなかで、相手に自分の「心を開くこと」によってのみ確立できる」（ギデンズ 1993：154）。純粋な関係性を支える唯一の基盤といってよい「信頼」は、自己開示を契機として形成される。自己開示のためには、それに先立って自己理解が必要であり、それを自己表現するスキルと意欲も要請されるだろう。

ギデンズ自身は明示的には述べていないが、婚姻の純粋化は、婚姻の結果としての子育て、親子関係にも同様の結果をもたらすだろう。親子関係の純粋化とは、子どもを産むこと、育てることの意味や価値が、外在的な要因によって規定されるのではなく、親の個人的な判断に基づいて決められるという

ことを意味する。子どもは、もはや何らかの目標を実現することが期待される手段なのではなく、子どもと関係性を維持することそのものに価値を見いだされる存在となる。ギデンズの言葉を借りれば、親子関係は、特に親に抱かれる「満足感」を動機として維持される、情緒的・心理的な結合として捉えられるようになる。子どもを産み育てることそれ自体が、自己目的化している。「子ども時代が純粋な関係性の世界の影響をまったく受けずにいると考えるのは、確かに誤りである。母性という概念の社会的創案は、母親が子どもとの間に、情愛にみちた関係性を、つまり、子どもの欲求をとりわけ重要視する情愛にみちた関係性を育むべきであるという考え方の先触れとなり、またそうした考え方を具体化させていったのである」(ギデンズ 1995:148)。親子の「情愛にみちた関係性」は、子どもの欲求を充足しようとする、親の応答的・援助的な態度を規範化していった。

日本においては、子どもを持ちたい理由は、子どもから得られる「満足感」という形で心理化・情緒化している。「子どもが欲しい理由」を尋ねた調査では、「子どもがいると生活が楽しくなる」が男女ともに7割に迫っている(内閣府「家庭形成と結婚に関する意識調査」)。子どもがもたらしてくれる「楽しさ」が、子ども・子育てに期待されていることが分かる。逆にいえば、子育ては「楽しくなさそうだ」あるいは「楽しめなさそうだ」という予期を抱く個人は、「子どもを持たない」という選択に傾斜するということである。そしてその選択を、外在的なインセンティブのみによって変更させることはほとんど不可能である。

現在の段階においては、ギデンズを参照しながら、そこからの示唆という形でしかないが、近代における「関係性の純粋化」というテーゼは、夫婦間においてだけでなく、親子間においても当てはまるように思われる。関係性の自己目的化と情緒化、関係の対称性など、多くの特質を、夫婦関係と親子関係は共有している。「愛」と「満足感」を規範化する関係性は、それゆえに脆く、関係性の維持のために

は不断の努力が求められる。

「関係性の純粋化」は、近代化の不可避の帰結なのだから、それに抗おうとすることは徒労に終わるだろう。私たちに求められるのは、純粋な関係性の渦の中に併呑されきってしまわないため、関係性をマネジメントしつつ、自律性の領野を守る知恵なのであり、美化された過去への回顧でもなければ、戯画化された現在への冷笑でもないはずである。

参考文献

- 赤川学 (2018)『少子化問題の社会学』弘文堂。
 アリエス (1980)『〈子供〉の誕生：アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』杉山光信ほか訳、みすず書房。
 伊藤美登里 (2017)『ウルリッヒ・ベックの社会理論：リスク社会を生きるということ』勁草書房。
 落合恵美子 (1997)『21世紀家族へ』(新版)、有斐閣。
 ギデンズ (1993)『近代とはいかなる時代か?：モダニティの帰結』而立書房。
 ギデンズ (1995)『親密性の変容：近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房。
 小山静子 (2002)『子どもたちの近代：学校教育と家庭教育』吉川弘文館。
 ショーター (1987)『近代家族の形成』田中俊宏ほか訳、昭和堂。
 トッド (2008)『世界の多様性：家族構造と近代性』荻野文隆訳、藤原書店。
 広田照幸 (1999)『日本人のしつけは衰退したか：「教育する家族」のゆくえ』講談社。
 ベック (1998)『危険社会：新しい近代への道』東廉ほか訳、法政大学出版会。
 ベック・ギデンズ・ラッシュ (1997)『再帰的近代化：近現代における政治、伝統、美的原理』松尾精文ほか訳、而立書房。
 本田和子 (2000)『子ども100年のエポック：「児童の世紀」から「子どもの権利条約」まで』フレーベル館。
 本田和子 (2007)『子どもが忌避される時代：なぜ子どもは生まれにくくなったのか』新曜社。
 三浦展 (1999)『「家族」と「幸福」の戦後史：郊外の夢と現実』講談社。
 宮澤康人編 (1988)『社会史のなかの子ども：アリエス以後の〈家族と学校の近代〉』新曜社。
 宮本孝二 (1998)『ギデンズの社会理論：その全体像と可能性』八千代出版。
 山田昌弘 (2007)『少子社会日本：もうひとつの格差のゆくえ』岩波書店。

受付日：2022年3月24日